

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の昇任試験等実施規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 行政職給料表（1）の適用を受ける職員について、職務に対する意欲や能力の向上を図り、職務の級に応じた職責の自覚を促すため、東大和市職員の昇任試験等実施規則の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容 ① 「主任職昇任試験」を「主任職昇任試験A」に改め、対象者の要件から年齢要件を削り、決定方法を現在の運用にあわせた表記に改める。 ② 「主任職昇任選考」を「主任職昇任試験B」に改め、決定方法を「課題論文及び人事評価に基づく決定」から「筆記試験B、論文試験及び人事評価に基づく決定」に改める。 ③ 「係長職昇任選考A」について、対象者の要件を「主任職昇任試験Aに合格した1～2年目の主任」とし、年齢要件を削り、決定方法を「人事評価に基づく決定」から「人事評価及び面接選考に基づく決定」に改める。 ④ 「係長職昇任選考B」について、対象者の要件を「職務の級が2級で経験年数が1年以上で係長職昇任選考Aの対象者でないこと」とし、年齢要件を削り、決定方法を「人事評価に基づき東大和市昇任審査委員会が選定した候補者の中から決定」から「申込みをした対象者、所属部の部長が推薦した対象者及び東大和市昇任審査委員会が選定した対象者の中から、人事評価に基づく決定」に改める。 ⑤ 「課長職昇任選考」の対象者の要件について、職務の級が3級（主査級）の経験年数を「5年以上」から「3年以上」に短縮する。</p> <p>(3) 施行日 令和6年11月1日</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課による事前審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。